

大分県なりわい再建支援事業費補助金 公募要領（第十一次）

大分県では、令和2年7月豪雨で被災した県内中小企業者等の施設・設備の復旧等を支援する「なりわい再建支援事業」を実施することとし、その補助金の交付を受けるために必要となる事業再建計画について、以下のとおり公募を行います。

1 事業の目的

地域経済の基盤となる中小企業者等の令和2年7月豪雨による被災からの再建を促進し、災害によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図ることを目的とします。

2 補助対象者

県内に事業所を置く中小企業者等を対象とします。ただし、次に該当する者は除きます。

- 1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- 2) 県税に滞納がある者
- 3) 特定の風俗営業事業者（性風俗関連特殊営業事業者など）

中小企業者等は、次のア及びイをいいます。

ア 中小企業者

- i) 会社又は個人（中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は 航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

（常時使用する従業員の数には常用のパート、アルバイト等を含みます。）

- ・イの中堅企業が資本金の2分の1以上を所有するなどの要件に該当する会社は「みなし中堅企業」としてイの中堅企業として扱います。
- ・「小規模企業者」とは、従業員の数が次に該当する者をいいます（中小企業基本法第2条第5項）。
 製造業その他：従業員20人以下 商業・サービス業：従業員5人以下

- ii) 中小企業団体（中小企業支援法第2条第1項第4号及び第5号等）

中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体、及び特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が上記アに該当する者、並びに商工会法に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法に基づく商工会議所、中小企業等協同組合法に基づく都道府県中小企業団体中央会

イ 中堅企業

中小企業者以外の事業者で資本金の額又は出資の総額が10億円未満の事業者

【中小企業者等に該当しない者】

- ・大企業及びみなし大企業（※）
- ・社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人等

（※）みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

- ・一の大企業（中小企業者等以外の者）が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者等
- ・複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者等
- ・役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者等

ただし、投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合が株式を保有する場合は、その保有比率や役員比率をもってみなし大企業及びみなし中堅企業の規定は適用しません。

3 補助対象経費

中小企業者等が所有する施設及び設備であって、令和2年7月豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難なもののうち、中小企業者等が復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設若しくは設備の復旧・整備に要する経費を対象とします。

なお、補助金の交付を受けて復旧する施設や設備は、被災前の状態に戻すための修繕を原則とします。ただし、施設の全壊又は大規模半壊の罹災証明がある場合、修繕不能であることや入替前後の設備が同等程度の機能を有することを証明する書類を提出した場合、修繕よりも建替、入替の方が安価な場合で、知事が認める場合は、建替や入替の経費を補助対象とすることができます。

区分	内容
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他本事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業者等の資産として計上するもの
その他	施設や設備の復旧等に必要な資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費

【補助対象経費ではないものの例】

- ・消費税及び地方消費税
- ・土地の購入費
- ・風評被害等による逸失利益
- ・従業員へ支払う給与
- ・店舗兼住宅の場合の住宅部分
- ・寮などの福利厚生施設
- ・仮設店舗や応急処置などの仮復旧費
- ・陳列されていた商品等
- ・汎用性が高く、他に転用される可能性が高い事務用品（机、椅子、書庫、パソコン等）
- ・消耗品
- ・ソフトウェア等の無形資産

<主な留意事項>

- 事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等に係る取組（新分野事業）に要する経費が認められる場合があります。宿舎及び備え付けの設備に係る費用も補助対象経費に加えられます。ただし、新分野事業が認められた場合でも、施設又は設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限となります。
- 災害保険・共済の対象である施設又は設備については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除します。
- 令和2年7月豪雨による災害は発生以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助対象とすることができます。
- 車両については、被災前から所有し、業務用のみに用いており、事業内容に適した車種であれば補助対象になることがあります。
- 被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む）による損害を補償する保険又は共済に加入することが義務となります。なお、中小企業者のうち小規模企業者は努力義務となりますが、保険又は共済に加入しない場合は、それに代わる取組が必要になります。
保険又は共済の付保割合は以下のとおりです。
ア 中小企業者 30%以上
イ 中堅企業 40%以上

4 補助率等

補助対象者の区分に応じ、次のとおりとなります。

補助対象者	補助率	補助上限額
中小企業者	補助対象経費の4分の3以内	3億円
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者（※1）	補助対象経費の6分の5以内	
特定被災事業者（※2）	補助対象経費のうち1億円までは定額（1億円を超えるときは、補助対象経費から1億円を控除した額について、本表における補助率で該当する補助率を適用）	
特定中堅企業（※3）	補助対象経費の2分の1以内	

（※1）新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業信用保険法第2条第5項の規定によるセーフティネット保証（4・5号）又は同法第2条第6項の規定による危機関連保証の認定を市町村長から受けた中小企業者

（※2）特定被災事業者

次のいずれにも該当する事業者をいう。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ・過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者
ア 事業用資産への被災が証明できる事業者
イ 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者

※「過去数年以内に発生した災害」とは、平成28年熊本地震及び過去5年以内に大分県内で災害救助法が適用された自然災害（平成29年九州北部豪雨等）をいう。

- ・過去数年以内に発生した災害以降、売上が20%以上減少している復興途上にある事業者
- ・過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を

抱えている事業者

- 令和2年7月豪雨により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

(※3) 特定中堅企業

次のいずれにも該当する中堅企業をいう。

- ・ 域内取引要件（以下のいずれの要件も満たすこと）
 - ① 前年度の域内仕入額が総仕入額の50%以上（域内仕入額／総仕入額）
 - ② 前年度の域内での取引先中小企業者数が10件以上（仕入及び販売）
※域内とは、原則として大分県内とする。
- ・ 債務要件（以下のいずれかの要件を満たすこと）
 - ① 前年度もしくは直近期の借入金（金融機関）／総資産が、全産業もしくは業種別の平均値以上であること
 - ② 前年度もしくは直近期の借入金（金融機関）／経常利益が、全産業もしくは業種別の平均値以上であること
※借入金は、金融機関による短期借入金と長期借入金の合計額

<全産業及び業種別の基準値（平均値）>

借入金（金融機関）／総資産

	全体	5人以下	6～20人	21～50人	51人以上
全業種	25.9%	30.5%	28.2%	27.3%	21.9%
建設業	20.6%	32.0%	21.7%	17.9%	13.2%
製造業	24.4%	22.4%	29.6%	29.6%	21.9%
情報通信業	12.4%	22.8%	20.0%	16.3%	8.0%
運輸業、郵便業	35.8%	53.8%	47.4%	40.3%	29.1%
卸売業	21.6%	22.9%	25.1%	21.0%	19.8%
小売業	31.2%	31.7%	32.0%	37.8%	28.1%
不動産業、物品賃貸業	34.0%	37.0%	35.0%	32.3%	26.7%
学術研究、専門・技術サービス業	18.4%	12.4%	23.2%	22.2%	14.7%
宿泊業、飲食サービス業	43.4%	38.9%	39.7%	39.6%	47.9%
生活関連サービス業、娯楽業	23.5%	24.5%	30.2%	26.7%	20.1%
サービス業（他に分類されないもの）	20.8%	21.0%	24.8%	24.9%	16.6%

借入金（金融機関）／経常利益

	全体	5人以下	6～20人	21～50人	51人以上
全業種	619.9%	1140.7%	709.8%	646.7%	441.8%
建設業	334.9%	1026.0%	338.1%	260.4%	174.0%
製造業	517.9%	980.3%	690.6%	577.7%	441.0%
情報通信業	201.7%	243.7%	340.4%	382.1%	127.8%
運輸業、郵便業	941.5%	6965.3%	1810.4%	1329.4%	610.9%
卸売業	572.4%	971.5%	710.9%	604.9%	437.1%
小売業	1155.4%	1598.8%	1473.8%	1721.0%	795.3%
不動産業、物品賃貸業	1130.2%	1495.6%	970.5%	1120.5%	646.6%
学術研究、専門・技術サービス業	464.7%	358.2%	871.9%	562.1%	172.5%
宿泊業、飲食サービス業	1567.6%	1101.2%	3457.8%	2388.3%	1264.5%
生活関連サービス業、娯楽業	958.8%	1267.6%	1900.9%	1100.0%	712.4%
サービス業（他に分類されないもの）	329.1%	455.7%	505.7%	331.2%	230.3%

※いずれの業種にも該当しない場合等においては、全産業の基準値を使用する。

5 申請方法

事業再建計画書等の提出書類は、県の窓口（（４）参照）に郵送又は持参で提出してください。

(1) 提出書類

- 1) 事業再建計画認定申請書（第1号様式）
- 2) 事業再建計画書（第2号様式）
- 3) 収支予算書（第3号様式）
- 4) 決算書又は確定申告書の写し（直近1年間分）
- 5) 登記事項証明書（法人の場合）又は住民票抄本（個人事業者の場合）
- 6) 定款の写し（法人の場合）
- 7) 株主等一覧表（第4号様式）（法人の場合）
- 8) 役員名簿（第5号様式）（法人の場合）
- 9) 誓約書（第6号様式）
- 10) 県税納税証明書
- 11) （補助率が補助対象経費の6分の5以内の適用を受ける場合）中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の規定によるセーフティネット保証又は同法第2条第6項の規定による危機関連保証の認定書の写し
- 12) 罹災（被災）証明書の写し（補助対象となる施設、設備の内容が含まれるもの）又はそれに代わるものとして知事が認めるもの

<施設を修繕（建替）する場合に必要なもの>

- 13) 建物の登記事項証明書
- 14) 位置図
- 15) 施設の配置図、平面図、立面図又はそれに代わるものとして知事が認めるもの（各部屋の用途や面積、被災箇所がわかるもの。建替の場合は新旧が必要。）
- 16) 積算した経費の算出根拠が確認できる設計書、見積書（原則二者以上）等
- 17) 写真（被害状況がわかるもの）
- 18) （経済比較で建替する場合）修繕の見積書及び建築士等の安価となる理由書
- 19) （保険金収入がある場合）保険の内容や受領金額がわかる書類

<設備を修繕（入替）する場合に必要なもの>

- 20) 固定資産台帳等、設備が資産として計上されていることが確認できる書類
- 21) 位置図（施設の位置図と同じ場合は不要）
- 22) 設備の配置図又はそれに代わるものとして知事の認めるもの
- 23) 見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるもの（原則として相見積が必要）
- 24) 設備のカタログ等
- 25) （入替の場合）修繕不能であることの証明書（別添参考様式1）
- 26) （入替の場合）従前と同等程度の機能を有することの証明書（別添参考様式2）
- 27) （経済比較で入替する場合）修繕の見積書及び専門業者の安価となる理由書
- 28) （車両の場合）自動車検査証（車検証）の写し
- 29) （車両の場合）業務のみに用いていたことが確認できる書類（会社名が入った車両の写真、運行記録、業務日報、任意保険の保険証券の写し等）
- 30) （車両入替の場合）永久抹消登録証明書
- 31) 写真（被害状況がわかるもの）
- 32) （保険金収入がある場合）保険の内容や受領金額がわかる書類

<新分野事業の場合に必要なもの>

- 33) 原状回復工事の見積書
- 34) 認定経営革新等支援機関による確認書

＜特定被災事業者の場合に必要なもの（ア～オすべて）＞

ア 特定被災事業者要件確認書（別紙1）

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことがわかる書類

例1）セーフティネット保証や危機関連保証の認定書の写しなど売上の減少がわかる書類

例2）新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間（令和2年1月から6月までのうち任意の3ヶ月）の売上高と前年同期間の売上高がわかる書類

ウ 過去数年以内に発生した災害の影響を受けたことがわかる書類（i又はiiのいずれか）

i）事業用資産への被害が証明できる書類

例1）過去数年以内に発生した災害の罹災（被災）証明書の写し

例2）業績が悪化したことを示す書類（過去数年以内に発生した災害の被災前3ヶ月と被災当月もしくは翌月から3ヶ月における売上高がわかる書類）

ii）災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援の活用実績が分かる書類

エ 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にあることがわかる書類（過去数年以内に発生した災害の被災前3ヶ月と令和2年7月豪雨災害前3ヶ月における売上高がわかる書類）

オ 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えていることがわかる書類（別紙2）

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求めることがあります。

※事業再建計画書など所定の様式については、大分県のホームページからダウンロードできます。（「大分県 なりわい」で検索してください。）

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/publicoffer-nariwai.html>

(2) 提出部数

各1部

(3) 受付期間（十一次公募）

令和3年9月1日（水）～ 9月22日（水）午後5時必着

・書類に不備があるものは受付できませんのでご注意ください。

・原則として令和4年1月31日までに事業を完了する必要があります。

1月31日までに事業が完了しない見込みの事業者様は担当者までご相談ください。

(4) 提出先（郵送又は持参）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

業種	窓口（担当所属）	直接番号
観光、宿泊業関連	大分県観光政策課	097-506-2116
商業、サービス業関連	大分県商業・サービス業振興課	097-506-3282
製造業、建設業関連	大分県工業振興課	097-506-3274

6 事業再建計画の認定及び結果通知等

(1) 認定方法

提出された事業再建計画等は、県が内容を審査します。
また、県において、各事業再建計画をとりまとめた復興事業計画を作成し、国に提出します。
国では県の復興事業計画の審査を行います。

(2) 結果通知

事業再建計画の認定の適否については、文書にて申請者に通知いたします。
なお、採択事業者については、県ホームページ等で公表されることになります。

7 注意事項

- (1)採択された補助事業者は、大分県なりわい再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定めた期日までに提出していただきます。
- (2)県では、補助金交付申請書を審査した後、事業者に補助金交付決定通知書を送付します。
- (3)補助事業者は、交付決定通知書の受理後補助事業が完了した場合は、交付要綱に基づき実績報告書を提出していただきます。
- (4)原則として令和4年1月31日までに事業を完了してください。
- (5)実績報告書の内容審査後、事業者に補助金の額の確定通知書を送付します。ただし、事業実施に当たり補助対象経費の変更があった場合は、補助金交付決定額が減額されることがあります。
- (6)補助金は、原則として補助金の額の確定通知書を送付後にお支払いします。一部概算払を希望する補助対象事業者は別途ご相談ください。
- (7)補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後5年間保管していただきます。
- (8)補助事業により修繕、取得した施設や設備については、一定期間はその処分が制限されます。
- (9)補助事業者は、本事業の終了後においても、知事からその後の状況や成果について報告を求められた場合、県へ報告していただきます。
- (10)次の場合には、補助金の交付決定を取り消すとともに、加算金の納付を命ずる場合があるのでご注意ください。
 - ・補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - ・補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - ・補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - ・交付の決定後生じた事情等の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - ・補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- (11)大分県補助金等交付規則、大分県なりわい再建支援事業費補助金交付要綱の規定に従っていただきます。

【手続きの流れ】

	事業者	県
1	事業再建計画の認定申請（→県）	
2		事業再建計画の審査 県復興事業計画の策定・申請（国による審査）
3		事業再建計画の認定通知（→事業者）
4	補助金交付申請（→県）	
5		補助金交付決定通知（→事業者）
6	（事業完了後） 補助事業実績報告（→県）	
7		補助事業の完了確認検査（書類、現地） 補助金の額の確定通知（→事業者）
8	補助金交付請求書の提出（→県）	
9		補助金の支払い

【お問い合わせ先】

相談内容	相談窓口（担当所属）	直接番号
観光、宿泊業関連	大分県観光政策課	097-506-2116
商業、サービス業関連	大分県商業・サービス業振興課	097-506-3282
製造業、建設業関連	大分県工業振興課	097-506-3274
その他全般的なご相談	大分県商工観光労働企画課	097-506-3215
	大分県経営創造・金融課	097-506-3232